

# 近世の神職組織

触頭を擁する組織を対象に

井上智勝

Shinto Priest Organizations in the Early Modern Period with *Furegashira*

INOUE Tomokatsu

緒言

- ① 神職触頭
  - ② 各地の神職組織
  - ③ 神職組織の特質
  - ④ 神職組織編成の論理
- 結語

## 【論文要旨】

本稿では、従来個別の地域に即して蓄積されてきた神職組織研究を相互比較することによって、近世の神職組織の存在形態とその特質を解明した。対象は、これまでの研究が触頭―触下という関係に注目して集積されてきた関係から、触頭などの長を戴く神職組織に設定している。検討対象としては、松前から九州までの事例を取り上げた。

かかる神職組織は、領国地域・非領国地域を問わず、各地に多数存在し、多様な展開を見せていた。非領国地域の組織は、領主権力から比較的自由に存在することが可能で、前代以来の自律性を残しつつ存在した。比較的広い封地を有する領主の神職編成には、領主権力によって触頭が設定される場合と、前代以来の地域有力社が保持する既存組織が利用される場合があった。前者の場合でも下部組織として郡や郷などに

おいて展開してきた在地の神職組織に依拠することは多かった。また、領主権力によって構築された神職組織は、触頭の奉仕社と同格の神社神職からの強い抵抗を誘発することがあり、当該地域権力が消失あるいは縮小した場合には解体する方向へ進むこともあった。後者においては、在地からの抵抗は比較的少なく、反対に領主権力が地域有力社の自律的な在り方に制限を加えられることもあった。

神職組織の編成原理も単に触頭―触下という論理ではなく、官位、称号、参勤など、いくつもの論理によってその関係を正当化していた。このうち参勤という神職集団の形成形態は、やや古い形態を残すものと考えられる。また、本所はかかる組織に依拠して諸国の神職支配を行っていたが、既存の組織や秩序からの脱却を図る神職の動向を助長する役割を果たす場合もあった。

## 緒言

本稿は、近世の神職組織の存在形態とその特質の解明を目的とする。幕藩権力が、神職をどのように編成し、支配しようとしたかを知ることとは、近世権力や近世の社会編成原理を理解する上で重要である。また、地域の神職組織の検討からは、当該地域の特質を看取することもできよう。実際、これまでの神職組織に対する研究も、神道史研究の立場からの研究を除けば、多く如上の関心から行われてきた。近年の宗教者や神社・神職に関する研究の深化はかかる研究をさらに進展させ、既に量的に一定度の蓄積を形成している。

しかしながら、それらは特定地域や藩域を対象とするものがほとんどであった。もちろん個々の研究は、当該地域の歴史研究はもとより、近世権力論や身分論などに対して有効な視角を提示し、その前進に大きく寄与している。ただ、神職組織研究という点に限ってみれば、個別地域の事例研究という枠組みを脱し切れてはいない。近世の神職組織についての研究は多く蓄積されながらも、相互に関連させられることなく存在しているのが現状である。近世権力や社会の編成原理を説明するために、これら集積された各地の神職組織についての研究成果を相互に比較検討することが必須の作業となる。

本稿では以上のような観点から、これまでの先行研究に依拠しつつ、また筆者が遇目した事例を付加しながら各地の神職組織の様態を把握・提示するとともに、それらを横断的に比較・検討することによって、全国的な傾向や差異を解明することを試みる。ただ、近世の神職編成については、これまで主に触頭―触下の関係が注目され、そのような組織についての報告・研究が蓄積されてきたため、本稿でも触頭など神職組織の長を擁する神職組織を対象にその比較検討を行うことになる。

## ① 神職触頭

触頭は、地域によっては社家頭、組頭、社頭、幣頭、注連頭などとも呼ばれ、神職集団の頂点にあつて、領主や本所と配下神職の間の仲達を仲介する役割を担った。より具体的に言えば、触の伝達、願書の上呈、官位申請や訴訟などへの添状発行を行い、配下神職の縁組みなどにも関与する場合があった。以下、かかる役職については個別事例に則した叙述を除いて、触頭で統一することにする。なお、国や領など広域を管掌する触頭の下で、郡郷レベルでの神職を統率して中間管理を行う神職が組頭、幣頭、注連頭などと呼ばれる場合もあるが、これらについては個々の事例に則した場合を除き小頭と表現する。

触頭に率いられた神職集団は、必ずしも全ての地域に存在したわけではない。例えば、元文・寛保期の成立と推定される吉田家旧蔵「諸国社中人別帳<sup>①</sup>」は、肥前・肥後・美濃・上総・隠岐・対馬・下総・相模・淡路・因幡・伯耆・飛騨・志摩・近江・三河・但馬・出雲・伊豆の諸国について吉田家配下の主立った神職を書き上げたものである。本史料の中で、触頭の存在が確認できるのは平戸藩・唐津藩・人吉藩・小田原藩・鳥取藩・豊岡藩・松江藩（支藩にはそれぞれ領内幣頭あり）のみで、全体からすれば少数である。ただ、本史料は全国を網羅するものでもなく、また対馬や志摩のように国名だけ記載されている地域もあり、ここに見える藩にのみかかる神職組織が存在したわけではない。後に見るように、近世社会の展開の中でこのような役職が新設される場合もあった。

ただ、近世後期に至っても、触頭を戴く神職組織が必ずしも遍く諸地域に出現していたわけではない。吉田家の家老を務めた鈴鹿家に伝来した、弘化頃の成立と考えられる「各国神社宮司神主氏名控<sup>②</sup>」は、近世後期における本所吉田家の神職編成を窺わせる重要史料である。記載範囲

が全国に亘るわけでもなく、精粗があることも否めないが、同様の史料は現在のところ知られない。本史料は、冊子四冊と断簡墨付二枚から成り、冊子はその内容から二種に分類される。四冊のうち一冊は、国別、さらに当該国内を領主別に分け、当該地域の著名社とその神職名を書き上げたものである。郡名の記載はない。これをAとする。それ以外の三冊は、筑前・筑後・豊後を除く九州諸国について国、さらに領ごとに分けて、しかる後に郡村名と神社および神職名を書き上げたものである。とはいえ、国ごとに精粗があり、例えば肥前は国名のみ、肥後についても飽田郡と玉名郡以外記載がない。神職名には「殿」が付され、一名ないし複数の神職のまとまりごとに「一通」と記される点はAと異なる。これらをBとする。「一通」は吉田家の触一通が回達される範囲であるから、Bは吉田家が各地の神職に触や通達を発する際の台帳であると判断される。但し、領主認識などに実態との齟齬を来す部分がいくつか認められることなどから、その草稿と見なすべきであろう。Aに比べBの方が記載される神社・神職名も多く、比較的小規模な神社までを網羅している。A・B両者の成立時期には、鹿児島藩の神職名の相違などから、ややずれがあると考えられる。

Aについてみれば、ここに記された領主のおよそ四割の領内に触頭の存在が認められる。これについては、表に一覧化した。触頭が一名の場合も、複数存在する場合もあることが了解されよう。

次にBであるが、触頭が認められるのはわずか三藩である。すなわち、日向国延岡藩領に「組頭」二名と「執達役」一名、薩摩国に「触頭」三名、対馬国に「触頭」一名が見えるだけである。

ただ、日向国佐土原藩領においては、「但、領内社方一同へ者池田・高山両家より相達候様申遣事」とあり、佐土原諏方大明神社の神主池田備後と同所天下大明神社の神主高山大隅が事実上の触頭の立場にあった。また、日向国宮崎郡の延岡藩領では、一村を除いて吉田家からの「一通」

の通達が回覧されることになっていたが、「但、下社家之向々<sup>江</sup>、大宮司・神主等より相達候様申遣事」と本資料に名が見える神職の内には下社家を有する者があり、彼らは配下の下社家に対して触頭的な立場にあったことが了解される。日向国飫肥藩領においても「但、領内社方一同へも夫々受持之方より相達候様申遣事」と「受持」の配下神社を持つ神社があり、延岡藩領の宮崎郡同様の形態になっていた。

触頭の見える中で、特に鹿児島藩では強力な神職組織が展開していた。薩隅日三国に展開する鹿児島藩領では、「格社」である大隅国の正八幡宮を除いて「本田出羽守・井上駿河守手元二<sup>二</sup>相済候事」との記載がある。本田出羽守は鹿児島諏方大明神社の大宮司、井上駿河守は同じく鹿児島の花尾大権現社の大宮司で、ともに薩摩国の「触頭」とみえる人物である。したがってこの記述は、吉田家の触は鹿児島にある触頭に通達されるだけで、特に領主の崇敬が篤い「格社」を除いて、領内全体に行き渡る体系が構築されていたことを示すものである。志岐国にも「立石美濃守手元二<sup>二</sup>相済候事」との記載があるが、これは平戸藩領である同国の神職が平戸七郎宮神主で同藩触頭である立石美濃守に統率されていることを示している。

もとより、以上で当該地域に存在する、触頭を擁する神職組織が全て把握されるわけではない。例えば、日向国高鍋藩領には、触頭に関する記載は何も認められないが、単独で吉田家から「一通」を得る比木大明神社は、「新納<sup>にい</sup>」と呼ばれた高鍋藩城付領の触頭を務め、同領内の多くの神職を「整下」としていた。このように実際には触頭を頂点とする組織が展開しているにもかかわらず、ここに反映されなかった場合もあろう。また、AおよびBに認められる神職触頭は各領主の領地ごとに書き上げられているが、神職組織は必ずしも領主の封地の範囲でのみ展開していたわけではない。さらに精査してゆけば、AやBに反映されていない神職組織の存在が明らかになる可能性も少なくない。

表 諸国の神職と神職組織

国名	領名	郷村名等	神社名	神職肩書	神職名	備考	
紀伊			日前宮	(記載なし)	国造	紀伊殿目見以上	
			東照宮	神主	安田能登守		
			刺田比古神社	神主	岡本左馬助		
			加太神社	神主	前田志摩守		
			玉津嶋社	神主	高松河内守		
			伊太祁曾神社	神主	奥主殿		
			須佐神社	神主	岩橋出羽守		
			志摩神社	神主	嶋石見		
			伊達神社	神主	秋津兵庫		
			朝椋神社	神主	杉原兵馬		
			矢宮	神主	矢田主殿		
			立神社	神主	中山甲斐守		
			若一王子社	神主	吉田相模守		
			鳴神社	(記載なし)	武河内膳		
			竈山神社	神主	鶴飼主計		
本脇八幡宮	神主	中村主税					
木之本八幡宮	神主	山本河内					
高野領		天野明神	惣神主	丹生美濃守			
淡路		一宮	社務	石上市正			
阿波					(国名のみ記載)		
讃岐	高松領		一宮	神主	田村隼人		
			石清尾八幡宮	神主	中川五百城		
			天満宮	神主	柳原八郎		
丸亀領			八幡宮	神主	秋山上総介		
伊予	松山領	道後村	一宮	(記載なし)	大祝		
			味酒神社・東雲大明神	大宮司	田内肥後守		
			湯月八幡宮	社務	玉井因幡守并社中		
			正八幡宮	神主	(記載なし)		
			祝	(記載なし)			
	西条領			伊曾乃神社	大宮司	野間近江守	
				一宮明神	神主	矢野摂津守	
				黒島明神	(記載なし)	(記載なし)	
				石岡八幡宮	(記載なし)	(記載なし)	
				周敷神社	(記載なし)	(記載なし)	
	小松領			村山明神	(記載なし)	(記載なし)	
				高鴨明神	神主	須藤日向守	
	大洲領	阿蔵村		光烈明神	神主	渡辺佐次左衛門	
				八幡宮	(記載なし)	宇都宮左馬大夫	
	宇和島領			一宮明神	大宮司	松浦上総	
宇正八幡宮				神主	渡部大蔵		
和霊大明神				神主	和田信濃守		
藤住吉社				神主	二宮美濃		
山王社				神主	西村丹後		
吉田領			八幡宮	神主	渡部志摩之助		
土佐			一宮	神主	永吉飛騨守		
			高知八幡宮	神主	弘田伊予守		
			天満宮	神主	宮地上野		
			天王	神主	梅原陸奥守		
			神明	神主	宮地和泉		
			朝倉神社	神主	大宮因幡		
			朝峯神社	神主	野村少式		
			幡八幡宮	神主	岩神左近		
			鯨坂八幡宮	神主	岡林伊予		
			佐川領				

筑前	福岡領		桜井与止姫社	大宮司	浦下総守	触頭	
			宗像辺津宮	大宮司	源田兵部		
			同瀛津宮	大宮司	河野遠江守	安永2年、桜井触下被除之	
			同中津宮	大宮司	河野出雲守	天保15年、直支配被仰付	
			香椎宮	大宮司	武内遠江守	延享元年、座主支配被除之	
			宇美宮	大宮司 (記載なし)	武内 神武	文化13年、座主支配被除之	
			住吉社	大宮司 (記載なし)	横田 宮崎	文化13年、座主支配被除之	
			櫛田祇園社	神主	祝部		
			太宰府天満宮	座主	延寿王院		
筑後	久留米領		高良社	大祝 大宮司	鏡山周防 宗崎大和守	組頭 組頭	
			御船山玉垂社	大祝部	隈但馬	組頭	
			風浪権現	神主	酒見一守		
			江上山王	神主	松本但馬		
			水天宮	大宮司	真木和泉守		
			有水山熊野宮	座主	坂東寺		
			北野天満宮	座主	松陰寺		
			水田天満宮	座主兼帯	延寿王院		
			櫛原天満宮	神主	石橋山城		
			東久留米山王宮	神主	永田伊豆		
		柳川領		鷹尾八幡宮・三柱 大明神	正大宮司	鷹尾伊織	組頭
	豊前	小倉領		香春宮	大宮司	赤染日向守	
				速戸明神	大宮司	高瀬若狭守	
			甲宗八幡宮	大宮司	大神豊後守		
			祇園社	大宮司 大宮司	川江近江守 高山出羽守	城下五社	
			到津八幡宮	大宮司 大宮司	川江長門守 中嶋駿河守		
			篠崎八幡宮	大宮司	川江耆岐守		
			蒲生八幡宮	大宮司 大宮司	高山河内守 福岡播磨守		
		中津領		古表八幡宮	大宮司	渡辺越後介	
				六所大明神	大宮司	荒巻信濃守	
				豊日別国魂神社	(記載なし)	重松甲斐守	
豊後	岡領		城原八幡宮	大宮司	日野市正	触頭	
	府内領		由原八幡宮	大宮司	賀来		
		荏隈郷	祇園社	大宮司税所	日野主計		
	白杵領	城下	祇園社	神主 宮主	鶴峯山城 鶴峯但馬守		
	佐伯領		五所明神	神主	橋迫内記		
			若宮八幡宮	神主	柴田左京		
	森領		三嶋宮	大宮司	黒河大式	触頭	
	肥後領			早吸日女大神宮	神主 宮主	関中務 安部民部	
		御料		大原山八幡宮	大宮司	鈴木益人	
					禰宜長	三俣遠江	
			神主 権神主		橋本 橋本		

肥前	佐嘉領		与止日女神社	社務 正大宮司	浄土寺 小寺将監		
			白山八幡宮	社務	江副伊織	触頭	
				祠官	江副靱負	触頭	
			松原神社	神主	早田佐渡守		
			敷山神社	神主	小寺左衛門		
			牛島天満宮	神主	西村石見	触頭	
		大堂寺村	六所大明神	(記載なし)	光益伊賀		
					服部隠岐		
			本莊村	本莊大明神	(記載なし)		大塚伊予
			鳩森	稲荷社	(記載なし)		江副助大夫
	千布村	住吉社	(記載なし)	大嶋土佐			
	境原	若宮	社務	山辺右近	触頭		
		千栗山八幡宮	(記載なし)	(記載なし)			
	対州領		荒穂宮	大宮司	梶田美作守		
			老松宮	大宮司	長谷部薩摩守		
			四阿屋宮	大宮司	三橋三河守		
		浜崎	諏方宮	大宮司	隈本土佐守		
	唐津領		田嶋坐神社	神主	平野内蔵丞		
			唐津大明神	神主	安藤紀伊守	触頭	
				神主	戸川美濃守	触頭	
	平戸領		乙宮大明神	神主	内山撰津守	触頭	
	五島領	大津村	八幡宮	神主	平田大膳		
		今里村	五社大明神	神主	月川主膳		
		大津村	天満宮	神主	平田若狭		
		玉之浦	白鳥社	(記載なし)	宗内膳		
	長崎		諏方社	大宮司	青木筑後守		
松森天神			神主	伊奈石見守			
由原八幡宮			神主	豊	長崎五社		
神崎社			神主	内田			
伊勢宮			神主	嶋			
水神宮			神主	渋江相模			
熊本領		阿蘇宮	大宮司	(記載なし)			
		藤崎八幡宮	神主	八人			
		六所宮	神主	小堀上総介			
		祇園神社	祠官	吉経紀伊守			
		疋野神社	祠官	四人			
人吉領		青井大明神	大宮司	青井大和守	触頭		
日向	延岡領	岡富村	八幡宮	神主	甲斐左京		
		岡富村	神明宮	大宮司	土持伊勢守		
		高千穂	十社宮	神主	田尻撰津	組頭、〔全体朱書後筆〕	
	佐土原領		妻万宮	大宮司家	法元美濃		
			諏方大明神・巨田八幡宮	(記載なし)	池田備後		
			天下大明神・春日大明神	(記載なし)	高山土佐		
			稲荷大明神	(記載なし)	清越前		
			天満天神	(記載なし)	樋口山城		
	飫肥領	宮之城村	田上八幡宮	(記載なし)	高山淡路	城下四社	
		板敷村	春日大明神	(記載なし)	田中周防		
		中嶋田村	石清水八幡宮	(記載なし)	荒武若狭		
		新山村	稲荷大明神	(記載なし)	野田宮内		
		本郷村	加護八幡宮	(記載なし)	長友淡路		
		鶴戸山	鶴戸権現	(記載なし)	松田筑前	別当護国寺支配	
御料	福嶋院	十三所大明神	神主	谷口肥前	組頭		

薩州領〔薩摩〕		開聞神社	(記載なし)	(記載なし)	六社
		新宮明神	(記載なし)	(記載なし)	
		新田八幡宮	(記載なし)	(記載なし)	
薩州領〔大隅〕		国分八幡宮	(記載なし)	(記載なし)	
霧嶋神社		(記載なし)	(記載なし)		
薩州領〔日向〕		佐野権現	(記載なし)	(記載なし)	
薩州領〔薩摩〕	鹿兒嶋	諏方大明神	大宮司	本田出羽守	触頭
		花尾大権現	大宮司	井上駿河守	
	福箇廻	諏方大明神	神主	井上遠江守	
沓岐					(国名のみ記載)
対馬		府中八幡宮(引墨し「惣宮司職」)	神主(引墨し「府中住」)	藤内蔵助	触頭

典拠:「各国神社宮司神主氏名控」明治大学博物館蔵吉田神社鈴鹿家文書

ともあれ以上によって、触頭を頂点とする神職組織は、必ずしも全国に遍く認められるものではないが、これを擁する地域は少なからず存在していたことは了解されたであろう。それらはあるいは前代からの在地社会の自律的展開を継承して、あるいは幕藩領主によって編成・創出されてきた神職組織であった。

以下、かかる神職組織の形成や組織形態およびその展開について、各地の事例を概観してゆくことにしよう。

## ②各地の神職組織

### ①松前藩領<sup>③</sup>

松前藩は、蝦夷地松前に藩庁を置き、幕府からアイヌ交易の独占権を認められた無高の藩である。当藩領には、「社頭」を頂点とする神職組織が構築されていた。「社頭」は「注連頭」とも呼ばれ、領内神職の活動全般を監督し、藩・本所と在地神職間の伺達を仲介する役で、福山城下にある神明社神職白鳥氏と八幡社の神職白鳥氏が年番あるいは月番で交互に務めた。設置年代は未詳ながら、神明社神職の日記「白鳥氏日記」寛政三年(一七九二)十二月八日条に藩の寺社奉行所において「社頭之義ハ是より以来神明・八幡両社人永々無官<sup>二</sup>而も社役<sup>三</sup>可相勤<sup>一</sup>之旨<sup>四</sup>」を仰せ付けられたことから、この時以降神明・八幡両白鳥氏がこれを勤める体制が定着したことが知られる。

領内の神社には「市中七社」「在社」という社格の違いがあり、「市中七社」に列せられていたのは神明社・八幡社を含む福山城下の七社であった。神明社・八幡社はそれぞれ複数の「在社」を配下に持ち、「市中七社」の一つ馬形社も「在社」一社を配下としていた。「社頭」を務める神明社・八幡社と「市中七社」に列される他の五社の間には、支

配・被支配関係はなかった。

城下から離れた箱館・江差は、「社頭」の支配が及びにくく、特に近世後期に政治的・経済的地位を高揚させてゆく箱館東在はその傾向が強かった。そのため「小頭」二名が設置されている。ただ、東在・江差の神社も「社頭」の「配下」として位置づけられていたから、「小頭」と東在の「在社」が支配・被支配関係にあったかどうかは明らかでない。

## ② 弘前藩領<sup>5)</sup>

弘前藩は津軽藩とも呼ばれ、陸奥国津軽地域ではじめ四万六千石を、後に十萬石を領した藩である。

同藩では、弘前神明宮神主斉藤氏と別当支配の神社神職を除く全ての領内神職を二名の「社家頭」が統括する神職組織が構築されていた。領主御目見得を許された神職や「直触」とされる神職は直接「社家頭」の下に属したが、それ以外の神社は領内を四つの地区に分けてそれぞれに小頭を置き、その下に在地神職を所属せしめた。「社家頭」に任じられたのは弘前八幡宮神主小野氏と熊野宮神主長利氏であった。弘前藩では、この両社と弘前神明宮および東照宮を「四社」として、特に重んじた。東照宮は別当支配であったため、「社家頭」の配下にはなかった。なお、弘前藩では神職より別当が優位な立場にあり、両「社家頭」とも弘前八幡宮別当最勝院の支配下にあった。また、「社家頭」および神明宮・東照宮とそれ以外の神職は名称や装束でも截然と区別された。配下神職は「神主」を名乗ることを許されず「祠官」と位置づけられ、四社神主に類似した衣冠を着すことを禁じられている。「社家頭」は、本所吉田家に対する配下神職の願いに対し添状を添えるなど对本所の活動も行うが、本来は藩からの指名によってその地位を得た神職であり、別当最勝院の支配の下、藩の寺社奉行に属する藩の神職支配の要でもあった。

## ③ 久保田藩領<sup>6)</sup>

久保田藩は、出羽国秋田郡久保田に藩庁を置いたおよそ二十萬石の藩で、秋田藩とも通称される。

同藩では「社家大頭」を頂点に、領内を七地域に分けてそれぞれに一名を「組頭」に任じて、その下に組下を属させるという神職組織が形成されていた。「社家大頭」を務めたのは平鹿郡にある保呂羽山に鎮座する波宇志別神社（保呂羽山社）の神主大友・守屋両氏で、天和以前から代々世襲した。「組頭」は、「社家大頭」の推薦によって藩の寺社方が任命するもので、多く名社の社家が任じられ、しばしば世襲した。「社家大頭」は、本所からの触の伺達などを司り、「組頭」は配下神職から役銀を徴収し「社家大頭」に上納すること、組下神職の相続・縁組、神職の要望を「社家大頭」に取り次ぐことなどを職掌とした。組の分け方は、当初は郡を単位として設定されたことが推察されるように地域的なまとまりに依拠しており、一組の組下数は一定していなかった。

この神職組織は、中世以来の保呂羽山社が十七世紀の後期以前に藩権力に接近し、元来信仰圏の外にあった河辺郡・秋田郡の神職をも包摂した神職組織を構築することを承認された結果であると推定される。当該組織は、中世以来の保呂羽山社の在り方を反映しているため、保呂羽山西部に展開する久保田藩領に属さない由利郡の神職をも包括する組織で、本所吉田家から由利郡の神職への触れ流しは大友・守屋両氏を通じて行われている。但し、由利郡においては組の機構は認められない。

## ④ 会津藩領<sup>7)</sup>

会津は、豊臣期以来、蒲生、上杉という大大名が領有するところであったが、しばしば転封があり、長く領主の定着をみなかった。しかし寛永二十年（一六四三）徳川家光の実弟保科正之が入部して以降、ようやく

領主は安定した。陸奥国会津郡若松に藩庁を置き、同国会津・耶麻・大沼・河沼・安積五郡および越後国蒲原郡で二十三万石を領した。本稿で会津藩という場合は、この保科氏会津藩を指すこととする。

会津藩領では「会津六社」あるいは「八社」と呼ばれる領内の古社・名社の神職が従五位上ないし下に叙され、封内の神職はこれらの神職に神道指南を受け、配下に属した。「会津六社」とは、若松諏訪社・蚕養社・伊佐須美社・塔寺八幡宮・磐崎社・西村八幡社のことで、「八社」は以上に見祢山社と城内稻荷社を加えたものである。これらの多くは保科正之の時代に、領内の代表的神社の位置に定位されたものであった。蚕養・伊佐須美・磐崎の三社は式内社で、正之の時代に領内の神社整理に当たって重視され、再建・修復や社領の付与などの特遇を受けた。特に蚕養社は所在が全く紛れていたものを、藩命によって社地比定の上、寛文七年（一六六七）に再興した神社であった。諏訪社は「若松の大鎮守」で曆を発行することも認められた神社、塔寺八幡宮は源頼義の建立を伝える古社で「御領領中之大社」と呼ばれ、いずれも正之の代から高い位置づけを与えられていた。また、西村八幡社は飛地領である越後国蒲原郡にある古社、見祢山社は正之を祀る神社で、正之の霊神号をとって「土津神社」とも呼ばれる。

これら「六社」ないし「八社」の神職は、配下に神道指南を行うのみならず、藩および本所吉田家と配下神職の同達の媒介にも活躍し、触頭の実態を具えていた。配下神職の附属状況を見てみると、塔寺八幡宮ならびに伊佐須美社は自社の下社家を管轄しただけであったが、諏訪社・蚕養社・磐崎社・見祢山社には領内遠近の神職が附属し、西村八幡宮には越後国蒲原郡の領内神職が附属していた。稻荷社については、不明である。

### ⑤ 南奥州仙道・磐城地域<sup>9)</sup>

近世を通じて強力かつ一円的な領主権力の展開を見なかった南奥州仙道・磐城地域においては、神職組織はそれぞれの郡、あるいは郷の集合体中存在する惣社の神主を「支配頭」・「注連頭」として集団を形成していた。実際「石川郡注連頭」を称する神職が存在していたり、元和五（一六九〇）年には吉田家が「奥州信夫郡社家中」「奥州磐城五郡社家中」などを単位とした神職集団に法度を与えている。磐城地域では上好間村熊野社の神主が磐城・岩ヶ崎・標葉・檜葉・菊田五郡を統括していた。また信夫郡五十一郷の惣社は大森村八幡社、同郡余目十八郷は入江野村七松社を惣社と仰ぎ、伊達郡六十六郷の惣社は梁川村亀岡八幡宮、同郡内の小手二十一郷惣社は川股村春日社であった。岩瀬郡須賀川町の諏方大明神社は「岩瀬郡惣社」を称して「注連頭」を統括していたが、それは同郡東部の「須賀川組」の範囲に止まっておらず、郡西部の「榊衝組」の神職は、榊衝村鹿島大明神社を「注連頭」としていた<sup>10)</sup>。また、白河郡の惣社は白河鎮守鹿島神社で当社の神主和知家が「注連頭」を務めていた。

当地域においては「神主」号を称することができるのは惣社の神職だけで、配下の神職は「祠官」とされた。さらに、惣社神主の配下神職は惣社の祭礼に当たって、これに参勤する義務を有している場合もみられた<sup>11)</sup>。

### ⑥ 武蔵西北部<sup>12)</sup>

幕府の所在地江戸近郊の武蔵国西北部は、幕府領・旗本領が入り交じる典型的な非領国地域である。

武蔵国惣社大國魂神社の七月神事には、当地域に展開する「北野」「勝呂」「松原」の三神職集団が参会していた。「北野」は、入間郡北野村天神社神職栗原氏に統率された神職集団で、享保年間以前には入間郡山口領北野村と宮寺郷に属する十二ヶ村の神職がこれに属した。化政・天保

ごろには、多摩郡北西部にも支配圏を拡大していることが確認される。

「松原」は、多摩郡五日市村阿伎留社（春日明神社）の神主有竹氏の統率を受けた神職集団である。集団の名「松原」は、神社の鎮座地の小字名に由来する。配下神職は多摩郡の西南部に分布し、二組に分けられていた。

「勝呂」は入間郡塚越村住吉神社神職高麗（勝呂）氏が率いた神職集団である。集団名は、かつて住吉神社が勝呂郷の惣鎮守であったことに由来する。配下神職は、弘化年間には入間・高麗・比企・大里・埼玉・男衾・幡羅・榛沢・賀美・児玉・秩父など十二郡に及び、住吉神社は「北武蔵十二郡惣社」を自任している。なお、貞享年間には、多摩・横見両郡の神職も配下にあった。

これらの神職集団は、それぞれ頭領神職の引率によって神事に参会する。頭領神職とその配下神職は触頭―触下の関係にあった。

### ⑦ 甲斐国中地域<sup>(13)</sup>

甲斐国の中央部、すなわち東部の「郡内」と西南部の「河内」を除いた「国中」地域では、府中八幡宮を中核とした神職組織が形成されていた。この組織は、一宮など有力社十社を除く「国中」諸社の神職が府中八幡宮において交代で祈禱を修する「勤番制度」を媒介に維持されていた。

「勤番制度」は、武田氏の領国権力が確立を見た後の永禄三年（一五六〇）、中世に甲斐国惣社林部宮や武田氏の氏神石和八幡宮（府中八幡宮の前身）に対して諸社の神職が行っていた勤仕を、府中八幡宮において継承したものであった。武田氏は、既存の組織や慣行を利用することで、自らの宗教統制の貫徹を図ったのである。武田氏の後に甲斐を領有した徳川氏も「勤番制度」を継承して神職の統制に利用し、その後柳沢領、幕府領となっても近世を通じてこの制度は維持されてゆく。

ただ、元来「勤番制度」においては、府中八幡宮神主と勤番諸社との間に、上下関係はない。しかし府中八幡宮に対する領主による庇護、同社神主が勤番の際に諸社家の「改」を担うという立場などは同社神主の立場を必然的に優位にした。貞享ごろ以降、府中八幡宮神主と勤番諸社家の関係は触頭―触下に転化し、府中八幡宮神主が領主に対する窓口の役割を果たすに至っている。さらに宝永二年（一七〇五）には、府中八幡宮神主は勤番諸社家に対する「支配頭」としての立場を領主から承認されている。これ以前は本所吉田家に対する諸社家の接触は必ずしも府中八幡宮神主を介するものではなかったが、これ以降それを要するようになった。

### ⑧ 金沢藩領<sup>(14)</sup>

加賀・能登・越中を領有した金沢藩では、寺社ともに触頭制度が取られており、「頭」と呼ばれる触頭神主のもとに、触下神職が統制された。領内の神社・神職は加能越各国ごとにくつかの「組」に編成され、各組内に複数の触頭がいて、それぞれに触下を所属させた。触頭は寺社奉行によって補任され、藩の神職統制を遵行するほか、配下神職の本所への官位申請について吟味を行い、寺社奉行に添状発給の可否を経向する役目も担った。

### ⑨ 鳥取藩領<sup>(15)</sup>

鳥取藩は、因幡国邑美郡鳥取に藩庁を置き、因伯二国一円三十二万石を領有した藩である。当藩の神職統制の体系は、鳥取にある「総幣頭」の下に概ね各郡一名の「幣頭」を置き、一般の神職は「幣下」としてその支配に属するものであった。因幡国高草郡は上構・下構の二地区に分けられ、因幡国智頭郡、伯耆国会見・日野の両郡は在方行政上の区分に従い各々二分されてそれぞれに「幣頭」が置かれた。

「総幣頭」は、鳥取長田社神主の永江氏が、慶安三年（一六五〇）の鳥取東照宮創建に際して同社の神主を兼ね、同時にこの役に任じられたことに始まり、以降永江氏が累代襲い、寺社奉行の支配を受けた。「幣頭」は、「総幣頭」の指揮の下、「幣下」の神職との同達の連絡に当たった。その人選を「総幣頭」が行い、寺社奉行が任命したが、多く各郡内の名家が選任された。ただ、「幣頭」は「総幣頭」が設置された慶安三年以前から存在しており、鳥取藩は前代以来の概ね郡を単位とした神職組織を「総幣頭」のもとに統括することで、領内全域を網羅する神職統制体系を構築したといえる。

また、当藩領の神職は村方人別として把握され、宗旨庄屋の支配を受けていた。「幣頭」も村方人別に組み込まれていたが、安政四年（一八五七）以後「勤中直触」となった。

#### ⑩ 広島藩領<sup>(16)</sup>

安芸一円と備後一四郡のうち八郡で四十二万石余を領有した広島藩では、広島城下の白神社神職野上氏が領内神職の「惣頭役」にあり、その下に各郡一〜二名の「注連頭役」が置かれる領内神職の統括体系が構築されていた。「注連頭役」は、延享二年（一七四五）本所吉田家の要請を受けて、広島藩によって設置されたものである。

#### ⑪ 松江藩領<sup>(17)</sup>

松江藩は、出雲国島根郡松江に藩庁を置き、出雲一国を領有した藩である。同藩の神職組織は、頂点に杵築大社と佐陀社二つの「社頭」があり、神門・出雲・飯石・大原・仁多・能義各郡および意宇郡の東半部を杵築大社が、残る島根・秋鹿・楯縫各郡および意宇郡の西半部を佐陀社が管掌した。各郡一名ないし数名の「幣頭」があつて、配下の神職を支配した。「社頭」・「幣頭」の支配から独立して藩や本所に対する「一社

一例（令）」、「社頭」には属すが「幣頭」の支配には属さない「一社立」の神社も存在したが、両社頭―幣頭―幣下という体系が同藩の神職組織の基調であつた。

ただ、「社頭」が二つに分かれたのは元禄十年（一六九七）のことで、それ以前は杵築大社が国内全域の「社頭」の地位にあつた。しかし、杵築社国造が佐陀社配下の神職の相続問題に関与して佐陀社の意向を無視した上申を藩に行ったため、両社の争いに発展し、幕府の裁許によって国内三郡半については佐陀社の支配を認めることで落着いた。杵築大社は従来慣例によって独自の許状を発給して神職の支配を行っていたが、佐陀社にはそのような権限がなかったため、佐陀社を含む配下の「幣頭」は本所吉田家から許状を得て身分を確立した。

#### ⑫ 福岡藩領<sup>(18)</sup>

怡土郡西部を除いて筑前国の大部分を領有した福岡藩領の神職は、同国の「触頭」志摩郡桜井与止姫社大宮司浦氏の支配下にあつた。当社は寛永九年（一六三二）に成立した比較的新しい神社である。その成立の経緯は次のようなものである。慶長十五年（一六一〇）大雨の後に桜井村にて岩戸が現れた。ここに参詣した同村の浦新左衛門の妻に神が憑依し、その託宣が的中するために参詣者が増加した。自らも信を寄せる藩主黒田忠之は、寛永六年（一六二九）から岩戸前に社殿の造営を開始、同九年に至って完成し、与止姫と社号を付した。さらに忠之は、神主となった浦毎成に吉田神道を修得させて領内神職の支配を認め、境内や参道さらには門前町の整備を行い、神領を寄せるなど、当社に格別の保護を加えた。忠之の跡を継いだ光之も社地を寄進するなど、当社は歴代藩主の篤い崇敬と庇護を集めた。はじめ社僧があつたが、寛文十二年（一六七二）にはこれを廃し、唯一神道の神社となっている。

支藩秋月藩・直方藩の神職も、浦氏の支配下にあつた。ただ、秋月領

においては秋月八幡宮の神職宮永家が、直方領においては多賀神社の青山家が頭取的性格を持っていた。<sup>(19)</sup>

### ⑬ 久留米藩領<sup>(20)</sup>

久留米藩は、筑後国御井・御原・生葉・竹野・山本の各郡一円と三潞・上妻・下妻郡の大半で二十一万石を領有した。

当藩領では、筑後一宮として中世筑後に大きな勢力を誇り、戦国期に当地を支配した大友氏から国内の神職支配を承認されていた高良社<sup>(21)</sup>の大祝鏡山氏を基軸とした神職統制の体系が、遅くとも寛文十年(一六七〇)には構築されていた。すなわち、同氏のもとに御井・御原・山本・竹野・生葉諸郡の神社が末社として附属し、そこに奉仕する神職は鏡山氏の「手下」と位置づけられたのである。ただ、上妻・下妻・三潞郡については、大善寺玉垂宮などの有力社とそこに附属する神社の神職のほかは、高良社大宮司宗崎氏の支配下にあった。高良社配下の遠近の神職は、九月九日に高良社に参勤し、社頭において神楽を奏した。玉垂宮もまた大善寺周辺に三十余りの末社を有し、そこに奉仕する神職を「手下」としていた。

高良社大宮司宗崎氏は、久留米藩領のみならず柳川藩領の神職の一部も支配下に置いていた。すなわち柳川藩領筑後国山門郡・三池郡の、鷹尾社などの有力社を除く諸社の神職は高良社大宮司の管掌下にあったのである。表には、柳川藩領の「組頭」として鷹尾社の神職の名が見えていたが、このことから柳川藩が支配し得たのは、自藩領の中でも鷹尾社の配下のみであったことが推測される。

### ⑭ 佐賀藩領<sup>(22)</sup>

佐賀藩は、肥前国佐嘉・神埼・小城・杵島・藤津・三根の六郡一円と養父・松浦・高来・彼杵各郡の一部で三十五万石余を領有した藩である。

同藩領には長く神職の触頭は設置されていなかった。したがって、別当寺院の支配を受ける神職以外の存在形態は多様な在り方を呈していた。例えば、藩の地方役人の「切手」を受けて官位昇進を遂げたり、また家中の有力者に庇護を受ける者、あるいは庄屋支配下ながら帯刀・袴着をしたり、国名などを名乗る者があり、また思い思いに吉田家へ参向し官位などを自由に受けるというのがそれまでの現状であった。かかる状態では、多くの神社が吉田家の直支配のようになり、藩にとっては神社の秩序を保つ上で不都合であった。このような状況下、寛政元年(一七八九)七月、藩寺社方は次のような方針を固め、関係方面に到達する。

只今迄無二支配 罷在候郷社人之儀、東西ニ触頭被<sub>レ</sub>相立<sub>二</sub>旅出其外代り目等も触頭点合を以役筋願出候上、役内ニ<sub>二</sub>致<sub>一</sub>吟味<sub>二</sub>進退申付神職の「触頭」を立てて、これまで支配なく存在してきた在地神社の神職をその支配下に置き、旅行の節や本所から継目許状を受ける際には「触頭」の点合を受けて藩の担当部局に願い出させ、当局で諾否を判断する、というのである。「触頭」支配下の神職からは、座主(別当)支配の神職、領主御目見格の古社・名社や、鹿島・小城・蓮池の御三家など家中の有力者が従来進退に関わってきた神社神職は除外されているが、ここにおいて一般の在地神社の神職はおしなべて「触頭」の統括下に置かれることになった。

「触頭」には、藩によって四名の神職が任じられた。すなわち、境原社神主の山辺日向守・牛鳥社神主の西村伊勢守・白山八幡宮社務江副靱負・同仲多である。山辺は三根郡・養父郡・神埼郡を、西村は佐嘉郡・小城郡を、江副両名は杵島郡・松浦郡・藤津郡をそれぞれ担当した。天保十二年(一八四一)時点での配下神職は、山辺触下が十五名、西村触下が九名、江副両人触下が十九人で、うち松浦郡神職四名、藤津郡神職六名、杵島郡神職九名であった。<sup>(23)</sup>なお、「格式之社家」として触頭支配

を免じられたのは、松原神社・本庄神社・敷山神社・白山八幡宮・新北社・大堂六所・住吉社・与賀社であった。

### ⑮ 対馬藩領

対馬一国と肥前に若干の飛地領を有した対馬藩においては、対馬国内に神職組織が認められる。

宝暦十年（一七六〇）十二月「対馬国大小神社帳」<sup>24</sup>は、前年の幕府の神社調査を受けて対馬国内の神職持ちの神社の名称・祭神・末社・神職名・旧社号などを書き上げたもので、藤内蔵助・一宮藤馬両名から同藩神社奉行所に提出されている。この両名がかかる書き上げを提出したのは、次のような理由によっていた。

藤内蔵助

右者対馬国大小之神社社領地之事<sup>并</sup>年中恒例之祭祀等之儀、宮司・社家・社僧・命婦・神樂師・社役人之支配を相勤メ、役号を対馬国総宮司職と申候

一宮藤馬

右者対馬国木坂八幡本宮・府内八幡新宮・鶏知住吉大明神之年中恒例之祭祀之事<sup>并</sup>右三社<sup>江</sup>相附シ候社領地・宮司・社家・命婦・神樂師・社役人之支配を相勤メ、役号を神事奉行職と申候

すなわち、藤氏は国内諸社の社領・祭祀・神職支配を行う「対馬国総宮司職」であり、一宮氏は国内有力三社についてかかる役割を担う者であった。特に藤氏は対馬国の触頭の位置にあったといえよう。

なお、同書によれば、同国の神職はかつて雷大臣が対馬の県主に任じられて以来の「対馬神道」を奉じているため、対馬国内の神職には本所の支配を受ける者がほとんどいなかった。先祖以来吉田家の支配を受けるのは二名に過ぎず、ほかに近年裁許状を受けている神職が二名いるのみであった。したがって、この時点では藤氏はあくまで藩の触頭であり、

本所に対する触頭ではなかったと考えられる。ただ、近世後期には吉田家にも「触頭」として把握されており（表）、当該期には本所向の職務も担うようになっていた。

### ③ 神職組織の特質

前章までで、松前から九州にかけて、いくつかの地域における神職組織の存在形態を概観した。以下、これらの事例を相互比較して、近世神職組織の特質や存在形態における傾向についての理解を得ることにしたい。

#### (1) 神職組織と領域

まず、触頭を頂点とした神職組織は、いわゆる領国地域のみならず非領国地域にも認められるという点を確認しておきたい。この点は、国と領主を規準とした記載がなされていた「諸国社中人別帳」や「各国神社宮司神主氏名控」では明確にならなかったことであるが、南奥州や武蔵の事例に照らせば非領国地域でも領主の別に囚われることなく触頭を擁する神職組織が展開していたことが了解されよう。甲斐のように、一國・領国の全体でなく一部のみで展開した前代からの枠組を継承した神職組織が存在していたことも重要である。神職組織の展開は、幕藩領主の支配の枠組みとは必ずしも合致しなかったことを確認しておこう。

#### (2) 領主権力による神職組織の構築

幕藩領主による神職組織の編成は大別して、領主権力による神職組織の構築、既存の神職組織の利用という二つの方法によって達成されていた。

強力な領主権力が一円的に地域を支配する場合、神職組織は権力によ

る編成を受ける場合が少なくなかった。その典型は会津藩の神職編成である。同藩では、復興・保護された式内社や藩主を祀る神社の神職など藩の政策によってその地位を保証された神社の神職が、朝廷から従五位上・下の位階を受けて領内神職の統率に当たっていた。藩領に隣接する仙道・磐城地域で中世から継承される神職組織が開示していたことは、会津藩領にもかかる組織の開示があったことを推察させる。実際、吉田家は元和五年（一六一九）のちに一部が保科氏会津藩領となる安積郡において「安積郡社家中」に法度を与えており、当地域でも郡の惣社を求心軸とした神職組織が存在していたことが理解される。会津藩の措置は、かかる在地に展開していた神職組織の自律的な結合と秩序をそのまま利用するのではなく、権力によって新たな組織を構築したものであった。

藩の主導による新たな神職秩序の構築という点では、福岡藩も同様であった。ただ、会津藩が式内社や初代藩主に正当性の根拠を求めていたのとは異なり、流行神的に発展してきた神社を神職編成の中核に据えている点の特徴的である。かかる神社が古代以来の名社・大社が並み居る筑前国において、曲がりなりにも領内の神職を統率し得たことに対する正当性を見出すとすれば、藩権力による神職支配権の承認以外想定しがたい。

藩が触頭を任じている弘前藩・金沢藩、鳥取藩、佐賀藩も、領主権力が強く神職組織の正当性を保証していた例として理解される。本所の要請によって神職組織が形成された広島藩の場合も、藩が要請を受けて神職組織を構築したのであるから、これらの範疇に入れることができよう。

ただ、このような神職組織は徹頭徹尾領主権力によって新規に構築されるのではなく、郡や郷レベルで展開する既存の在地神職組織に依拠し、組織の頂点にある触頭の立場を権力が保証するという方法が採られることも多かった。概ね各郡単位に展開していた既存の幣頭組織を「総

幣頭」が統括する形で構築されていた鳥取藩の事例は、その一例である。

### (3) 領主権力の消滅・変更と神職組織の紐解

領主権力によって強権的に神職組織が構築される場合、その後ろ盾を喪失してしまえば当該組織は脆かった。

寛永元年（一六二四）年、越後国高田に入部した松平光長は同国頸城・魚沼両郡一円と荊羽郡の大半、および三島郡・信濃国更級郡の各一部で二十六万石を領有した。当時の高田藩は、頸城・魚沼・荊羽の三郡について概ね一円的な支配を行うことが可能な状況にあった。そのような中、慶安三年（一六五〇）今町（直江津）近郊の居多社神職花前宮内が本所吉田家からこれら三郡の触頭に当たる「社務」職を承認され、次いで高田藩もこれを認めた。<sup>26</sup> 本所への官位執奏や裁許状の取り次ぎ、行法伝授の申請には花前氏の添状が不可欠となり、本所触も花前氏から回達されることとなったのである。三郡の諸地域には「幣頭」「幣司」「注連頭」「触頭」などと呼ばれる小頭がいて、社務職は彼らを統括することで支配体系を構築し得た。

居多社は、越後一宮を称する有力社である。しかし、同社がそれ以前に当該地域の神職を支配したことはなかった。当然、神職の中にはこの件に反発する者もあった。とはいえ、権力の承認を受けた花前氏の立場は相応の強制力を帯びており、荊羽・魚沼両郡の神職は全員これに従った。ただ、居多社同様朱印地を持つ府中八幡宮、春日明神社をはじめ、高田町・今町など頸城郡中心部の有力社の神職は、花前氏の支配下に入ることを拒み、伊勢神宮から許状を受けて存在し続ける方途を選んだ。彼らに対し高田藩は干渉を加えて花前氏支配下への組み込みを図る。しかし強い抵抗が続けられ、彼らは七年を費やしてようやく幕府から伊勢配下での存在を認める裁許を得るに至った。結果、花前氏の配下は、荊

羽・魚沼両郡と頸城郡の周縁部に分布することとなった。

この経過を見る限り、居多社神職花前氏を触頭とした神職組織は在地の有力神職の抵抗によつて構築できなかったとも理解できる。しかしながら、花前氏がそれまで支配・被支配関係になかった荊羽・魚沼両郡と部分的にはあるが頸城郡の神職を配下とする神職組織を構築していることには少なからぬ意義を認めなければならぬ。花前氏の支配に抗する神職は、伊勢神宮神職からの許状によつて身分を確立したのであり、吉田家の配下に限れば触頭花前氏の支配は三郡に行き渡っていたと評価することもできる。すなわち、花前氏を触頭とする高田藩の神職組織は、曲がりなりにも一定程度の完成をみているのである。そしてこの達成は、府中八幡宮神職らに対し干渉を行った藩権力の存在を抜きにして説明することはできない。

延宝九年（一六八一）、いわゆる越後騒動で光長が改易されると、その領地は全て幕府領に組み込まれた。さらに貞享二年（一六八五）には小田原から稲葉正往が高田に転じ、頸城・荊羽・三島三郡のうちで一〇万石余を宛行われた。魚沼郡は幕府領のまま据え置かれたが、正徳元年（一七一）には一七ヶ村が与板藩領に割かれた。ここに松平氏高田藩によつて一円的支配を受けてきた頸城・荊羽・魚沼三郡の枠組みは崩れ、曲がりなりにも確立を見ていた居多社花前氏による三郡の神職支配も動搖を余儀なくされる。

まずは伊勢派の神職の動向である。寛文五年（一六六五）、無位の神職は吉田家の許状を得なければしかるべき装束が着用できないことを定めた諸社禰宜神主法度（「神社条目」）が發布された。これ以降、伊勢派の神職への批判が高まり一八世紀の初頭には彼らも吉田家の配下となるに至った。しかしながらそれは、触頭花前氏の支配下に入ることを意味しなかった。彼らは触頭ではなくそれぞれの領主の添状を携えて吉田家に参向し、触頭を介さずに吉田家と直接関係を取り結んだのであった。

ここに、少なくとも頸城・荊羽・魚沼三郡の吉田家配下に限っては自らを頂点とする神職組織を形成していた花前氏の立場は相対化された。

次に魚沼郡神職の花前氏配下離反の動向を示す。正徳二年（一七二二）魚沼郡土川村弥彦大明神社の神職五十嵐左兵衛は、小千谷村の日光大権現社が自社の一八末社の一つであるとの主張を行った。これに対して花前宮内少輔は、この主張が理不尽な旨を幕府に訴え出ている。左兵衛の主張に対して宮内少輔が反論するのは、左兵衛が奉仕する弥彦社が「居多社務触下ニ無<sub>レ</sub>之」「社務触を請<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>」ことを主張しているからであった。日光大権現社が土川村弥彦社の末社であれば、当社もまた花前支配に属さない神社となってしまう。

花前社務配下の「触頭」（小頭）桑取谷天神社の神職足利大宮司ほか三名の「触頭」（小頭）らは、左兵衛の行為が出雲崎代官鈴木八右衛門・小千谷手代本多伊右衛門らと合意の上でなされていると認識していた。<sup>(28)</sup>確かに、八右衛門は、代官支配所を預かる身として本件について慎重な態度を取っている。<sup>(29)</sup>領主としては、遠隔地かつ他領に領内の構成要素に対する支配権を持つ者があり、それが折に触れて領内神職に干渉してくることは、忌避しこそすれ決して歓迎すべからざるものであったから、この姿勢は当然である。

年不詳ながら、荊羽郡の神職布施豊前守吉重は花前美濃守に対して次のことを伝えている。

魚沼之社家中申上候ハ、頸城郡居多村花前家ハ往古より頸城郡・荊羽郡・魚沼郡右三郡之触頭ニ紛無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、然処ニ魚沼郡之内ニ只今居多之触次請不<sub>レ</sub>申候社家之訳ハ、高田中将様御代迄ハ不<sub>レ</sub>残居多之触次請申候処ニ、中将様御つづれ後御代官御支配ニ罷成候節、御代官岡登次郎兵衛様へ御願申上候ハ、私共之触頭頸城郡居多村花前宮内少輔ニ御座候処ニ殊之外遠方、彼是不自由ニ候<sub>レ</sub>迷惑ニ奉<sub>レ</sub>存候間、私共儀ハ何とぞ御慈悲ニ御役所之御添状ニ<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>統目之節上京

致度旨御願申上候得者、則御代官岡登次郎兵衛様吉田表へ其段被<sub>レ</sub>仰遣<sub>一</sub>候<sub>而</sub>只今程魚沼郡十日町割元庄助方より添状取申候<sub>30</sub>

布施は「此儀前々より貴社様御存知」であろうが、と断っているが、実際はこの旨を強く通達したものと理解してよい。花前配下の神職が魚沼郡から皆無になったわけではないが、領主の変更と「遠方」による非合理を理由に、魚沼郡の神職は花前氏の支配から確実に離脱しようとしていたことが了解されよう。

さらに寛延年間（一七四八～五一）には、刈羽郡（正徳二年以降は「刈」の文字が使用された）の神職も花前氏の支配からの脱出を試みている。その発端は、延享四年（一七四七）花前美濃が吉田家からの達を回覧したところ、刈羽郡二一名・頸城郡一名の神職が順達しないばかりか、「一宮正一位居多神社」の社号に誹謗を書き付けてきたことであった。美濃はこれを幕府に訴え出、二二名の神職と出入りとなる。一二人の神職は自分たちはもともと吉田家の直参で、この旨を記した文禄元年（一五九二）の吉田家からの書付をもって同家に願い出、この二〇年間は花前氏の添状を受けることなく領主や代官所役人の書状を持参して裁許状を得ていると主張した。また社号への誹謗は、花前氏がこの社号を振りかざし、辺鄙の社家を威圧して触下に組み込もうとする策略と考へて行った、と回答した。本一件に関しては、寛延三年十二月二十二日、寺社奉行本多忠央より裁許が下された。それは、吉田家からの触流と同家への添状のことは「社法之事」ゆえに沙汰に及ばない、居多神社を越後一宮とする確かな証拠は認められない、というものであった。結果、被告の二二人の神職は誹謗を記したことを咎められながらも宥免され、反対に訴人の花前美濃は一宮社号を使用してきたことを問題視され、在所において逼塞を命じられている<sub>31</sub>。

このように越後国頸城・刈羽・魚沼郡においては、松平光長領時代に三郡を統括する神職触頭が設置され、それは一定程度領内に神職組織を

構築することに成功した。しかし光長が除封され、その領地が一円的支配の様態を喪失すると、かかる組織は大きく弛緩し、その配下から離脱を図る神職が続出したのである。

神職組織の弛緩や動揺の契機として、領主の交替および領主入り組みがあることは既に奥州伊達郡を事例に報告されているが、ここで見た魚沼郡小千谷村日光大権現社の花前氏支配離脱の動向もその一例として理解されよう。すなわち、同郡土川村の弥彦社は、日光社を自己の末社と主張し、自らも花前氏支配からの離脱を目論むのであるが、この動向は土川村の領主が幕府から与板藩に変更された翌年に発生している。

領主権力によって構築された神職組織の維持には、当然のことながら領主権力が不可欠で、これが消滅あるいは縮小した場合には、神職組織は解紐する方向上にあった。

#### （4）既存神職組織の利用と限界

以上、領主権力による神職組織構築の事例と、当該組織が当該権力と消長を共にするという限界性を帯びていたことを提示した。次に、幕藩領主による既存の神職組織の利用の事例を示すことにしたい。

かかる方法を採用した典型としては、保呂羽山社神職を「社家大頭」に任じた久保田藩、一宮高良社を利用した久留米藩が挙げられよう。また、武田氏時代からの神職組織を温存・利用した甲斐領主時代の徳川氏とその後継者、当初杵築大社を神職編成の基準に据えていた松江藩もこの部類に入れることができる。

かかる既存組織の利用は、改めて新たな体系を構築する必要がない分、領主権力にとつては構築が容易で、かつ在地神職側の抵抗も少ないという利点を有する。

しかしその選択は、領主権力が在地社会を律してきた桎梏に自らの身を投じることを意味した。領主権力は、近世以前の神職組織のあり方に

掣肘を受けたのである。

中世保呂羽山の神職組織を継承して領内神職の統制を図った久保田藩では、その神職組織を完全に自己の統制下に置いていたわけではなかった。保呂羽山の神職組織は、久保田藩域に属さない地域にも及んでいた。例えば、久保田藩の神職組織において六郷組に属した仙北郡北野目村は、元和八年（一六二二）以降天保三年（一八三二）まで久保田藩領ではなく亀田藩領であった。出羽国由利郡の亀田藩領、矢島領においてそれぞれの領主に承認されて、寺社方の支配下にある神職もまた、久保田藩の「社家大頭」である大友・守屋両氏を介して本所吉田家との関係を保っていた。

筑後一宮高良社を領内神職の触頭の位置に据えた久留米藩も同様であった。高良社には、神職の長として大祝・大宮司の両名があった。また、国内には大善寺玉垂宮や鷹尾社などの有力社があり、それぞれに勢力を保持していた。久留米藩は、高良社の中でも特に大祝鏡山氏を神職組織の頂点に位置づける構想を抱いており、本所吉田家に対して大祝を大宮司に優先させる働きかけを行っていた。その工作は一定の功を奏するものの、実際には大宮司宗崎氏や、大善寺玉垂宮の勢力を否定することはできなかつた。その帰結が、先に示した久留米藩の神職組織の存在形態なのである。一宮高良社という前代以来の求心軸を利用して自己の神職支配を貫徹しようとすれば、その枠組みを否定し去ることはできず、近世領主はむしろその限界の中で自己の神職支配を図らなければならなかつた。

このような点を踏まえれば、松江藩の元禄十年（一六九七）以降の神職組織のあり方は、かかる掣肘を緩和しようとする方向上に展開されたものという見方も成り立つ。杵築大社という古代以来の大勢力は、出雲に自律的な神職組織を展開するのみならず、民衆の信仰面においても強い影響力を有していた。したがって、近世領主もそれを利用した神職統

制を行わざるを得なかつた。しかし、ほぼ封地の全領域に亘る杵築大社の自律的な在り方は、領主支配に阻害的に機能することも多い。実際、出雲において、杵築大社の存在は幕令である諸社禰宜神主法度（「神社条目」）を無美化させていた。杵築大社国造は、自ら許状を発給して国内の神職身分を確立させていたのである。<sup>(3)</sup>松江藩が自己の支配を貫徹させるためには、かかる杵築大社の勢力を削ぐことが不可欠であった。松江藩にとって、佐陀社神職を杵築大社と同格の「社頭」に据えることは、かかる桎梏を打破するために有効であつたのである。

神職組織の構築に当たって、一宮などの前代以来の有力社を頂点に据える方法を選択しない藩が少なくないことは、かかる点に理由を有するものと考えられる。

また領内有力社を「格社」として別格に位置づけて神職組織の体系から外すことは、もとより領主の信仰によることも少なくないが、それらの有力社が領内神職に影響力を及ぼし、地域的な自律性を発揮して領内統治と抵触することへの危惧の反映と理解することもできる。

福岡藩の場合は、そのような類型と考えるべきである。同藩が領有する筑前国には、香椎宮、筥崎宮、宗像社など、古代以来国家祭祀対象となつてきた有力社が複数存在する。にもかかわらず同藩は、新興の桜井与止姫社の神主浦氏を触頭に据え、支藩を含む領内の神職を統制させている。当初僻村の流行神に過ぎなかつた与止姫社の整備と、神主浦氏の触頭化に福岡藩の強い後押しがあつたことは既に見た。当社が唯一神道化されたのも、座主支配であつた香椎宮などの有力社からの掣肘を避けることを意図したものと理解すべきである。

### (5) 本所と神職組織

本所は京都にあつて各地の神職に身分や職分の保障を行う機関であるが、一公家の家政機構を越える規模を持たなかつた。したがって、いく

ら諸社禰宜神主法度（「神社条目」）のごとき法令が発せられていても、神職統制は領主や在地神職の協力を得なければ達成することができなかった。鹿児島藩のような、触頭に一通の触を達せば薩隅日全領域に行き渡る体系は、そのような状況にある本所を睥目させるものであった。広島藩への触頭設置の要請は、かかる意図から発せられたものと推察される。独自の神道説を奉じていた対馬の「総官司職」藤氏が、近世後期には吉田家の触頭として掌握されているのも、このような文脈において理解すべきであろう。

ただ、在地の組織や秩序の桎梏に苦しむ神職が、本所を頼ってそれらの秩序を超越しようとする動向はしばしば認められる。特に、寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度（「神社条目」）の発布は本所吉田家の正当性に法的な根拠を与えたため、古い秩序からの脱却を図る神職が同家を頼って目的の達成を図る場合があった。本稿でも取り上げた筑後高良社の神職組織でも、そのような動向が確認される。<sup>34</sup>高良社大官司宗崎氏基は、寛文十年（一六七〇）三藩郡酒見社人・江上社人・久留米尼御前社人が近年新儀を企て高良社に出仕しないために係争中であることを述べている。酒見社人とは酒見村風浪大権現社の神主酒見右京、久留米尼御前社人とは同社（水天宮）の社人忠左衛門である。また当時江上本村には、山王宮・松尾社社人の樋口上野、同祠官の松本治部、山王宮神主の松本宮内、同「かきぬし社人」永松仁左衛門の四名の神職があったから、江上社人は彼らのことと判断できる。寛文十年久留米藩は寺社調査を行い、その中で神職には「何派」に属するかを尋ねている。多くの神職は「吉田派」「吉田流」としながらも「高良山大祝手下」「高良山宗崎手下」など大祝・大官司の配下であると答えており、吉田家の許状を得ている場合でも吉田流である旨を記す一方で宗崎氏配下である旨を回答している。しかし酒見右京は「神主以吉田之許状」、烏帽子・狩衣着用仕候（中略）尤卜部流ニて御座候」と、尼御前社の忠左衛門も「吉

田派」であると述べるのみで、高良社との関係への言及はない。江上本村の神職についてみれば、樋口上野は次のように述べている。

京吉田神祇管領長上下部朝臣より官位裁許状、私親頂戴仕候、唯一神道末流、私継目于今不仕候故、無位ニて罷在候事

松本治部は「京都吉田侍従卜部兼連公より官位并烏帽子・狩衣可着之許状、唯一神前作法伝授仕候」、松本宮内は「吉田家之社人ニて、吉田之許状を以神事祭礼之砌、烏帽子・狩衣着仕、唯一神道末流」と述べ、永松仁左衛門は未だ吉田家の許状は得ていないが「唯一神道末流修行」を行っている主張している。永松と松本治部は高良社神前への参勤を認めているが、そこには宗崎氏配下にある旨の記述は一切なく、むしろ参勤時は「烏帽子・狩衣」を着して神事を務めていることを強調している。

酒見右京は寛文六年（一六六六）、上京して吉田家から「御一通」を得ており、江上村の松本藤大夫も万治四年（一六六一）吉田家に「御礼」に罷り出ているから、彼らが吉田家と関係を取り結んでいたことは疑いない。彼らは京都にある本所と結ぶことによって、高良社の支配という前代からの桎梏から抜け出そうとしていたのである。

また、宗崎氏側の認識にはないが、三藩郡上青木村の社人宮内も吉田家から許状を得た「唯一神道末流」を自任し、高良社祭礼時には烏帽子・狩衣を着し「宗崎同然」に参仕していることを誇示している。宮内も酒見右京と同様本所によって高良社という地域的権威の相対化を図ったのである。

このように本所は、場合によっては在地の神職組織の解体を促す作用を果たす場合もあった。松江藩領の場合も両「社頭」体制の誕生は、藩の思惑があったにせよ、吉田家が神職の本所として全国的に神職存在の正当性の根拠となっていたことが大きく与っていたと見るべきであろう。

#### ④ 神職組織編成の論理

最後にこのような神職編成が、いかなる論理で秩序づけられていたかを見ておこう。もちろんそれは触頭―小頭―触下という序列で組織化されていたわけであるが、かかる序列をさらに別の論理で正当化する場合も見られた。

弘前藩では触頭（「社頭」）のみが「神主」の称号を名乗ることを許され、配下神職は「祠官」と呼ばれた。同様の事態は南奥州伊達郡でも認められ、当該地域では一八世紀前半期、組織の弛緩に伴って「神主」号をめぐる争論が惹起している。<sup>(36)</sup>「神主」などの称号によつて組織が序列化されている事例である。

会津藩では触頭の立場にある神職が、朝廷より従五位上ないし下の位階を得ていた。これは同藩の神職組織が官位を規準に編成されている可能性を推察させる。反対に松前藩では両「社頭」が「無官<sup>(37)</sup>」も社役可<sup>(38)</sup>「相勤」<sup>(39)</sup>きことを命じられているから、官位の序列に関わらず「社頭」を領内神職組織の頂点に固定していたことになる。

武蔵において「北野」「松原」「勝呂」三社の神職が、神職集団を統率する触頭として配下神職に對することができた理由は、次のように説明される。<sup>(37)</sup>「北野」の天神社神職の場合は、室町末期〜近世初頭にかけて「武州神職司」の地位を権力から承認されていた、という。その実態は不明であるが、かかる前代以来の地位に対する承認が近世以降も継承されたところに、その正当性の根拠があったといえる。「松原」の場合は、天保三年（一八三二）「支配下添簡書」に「触頭職」は「從<sup>(40)</sup>公儀」被<sup>(41)</sup>仰付<sup>(42)</sup>「候身分」であるとの記述が見える。また、「勝呂」の場合住吉社神職は、慶長七年（一六〇二）徳川家康から武蔵半国の触頭役を仰せ付けられたと主張している。「松原」「勝呂」の場合は、近世後期の主張なので史実

として全幅の信頼を置くことは危険であるが、「公儀」や家康の權威によつてその地位を正当化しようとしている点は注目される。鳥取藩の場合も、「総幣頭」の正当性は鳥取東照宮の神職たることに所在していると考えられる。このように神職組織の正当化の論理に幕府に由来する權威が動員されていることは、近世社会における神社をめぐる正当性が朝廷のみに依拠していたわけではないことを示しており重要である。

南奥州仙道・磐城地域、武蔵西北部、甲斐国中地域に共通する、触頭神職の奉仕社への参勤・勤番という形態も注目されよう。久留米藩が神職支配の要とした高良社へも、神事のおり配下の神職が参勤している。武蔵の「松原」の例によれば、触頭は惣社神事参向時に触下神職の統率を担うだけでなく、配下神職に對して自社の神事への神役勤仕要請を行ったり、寺社奉行へ出頭の際、吉田家へ入門する際、他行する際などに添状を発給した。かかる触頭の権限下におけるその奉仕社神事への参加は、触下神職にとつて自己の身分の確保を意味する。ただ、甲斐においては、本来神職は平等な関係にあり、近世以降勤番元という優位性を楨杆として府中八幡宮が神職支配を行うようになったことが解明されているから、参勤を媒介に結合している神職組織が必ずしもはじめから支配・被支配の関係にあったか否かは検討の余地がある。

ただ、甲斐の事例に照らして、また武蔵や筑後高良社の場合もその組織が中世に遡及することを勘案すれば、かかる参勤という形態による神職組織の結合論理は比較的古態を残すものと理解してよいだろう。

#### 結語

以上、触頭を擁する諸国の神職組織の事例を比較検討し、存在形態や領主権力、在地の自律的動向との関係性を検討してきた。

かかる神職組織は、領国地域・非領国地域を問わず、各地に多数存在

し、各地で多様な展開を見せていた。非領国地域の組織は、領主権力から比較的自由に存在することが可能で、前代以来の自律性を残しつつ存在した。また、領国地域においても、領主権力が前代以来の地域の有力社が有する神職組織を利用して自己の神職統制を図ろうとする場合もあり、地域有力社の自律的な在り方がむしろ領主権力を制限することもあった。かかる掣肘を嫌い、領主権力が有力社の権威に抛らずに触頭を立てることもあった。ただ、この場合でも下部組織として郡や郷などにおいて展開してきた在地の神職組織に依拠することは多かった。領主権力によって構築された神職組織は、当該権力が消失あるいは縮小した場合、解体する方向へ進むことがあったことも確認した。その理由は、神職組織の長たる触頭の地位が領主権力によって創出されたところにある。

神職組織の編成原理についても、単に触頭―触下という関係ではなく、官位、称号、参勤など、いくつかの論理が確認された。このうち参勤という神職集団の形成形態は、やや古い形態を残すものと考えられる。また、本所はかかる組織に依拠して諸国の神職支配を行っていたが、既存の組織や秩序からの脱却を図る神職の動向を助長する役割を果たす場合もあった。

本稿の成果は概ね以上のごときものである。これによって、従来個別に論じられていた神職組織と幕藩権力の関係性や神職編成の論理に対して、全国的な傾向を一定程度提示することはできたと考える。ただ、触頭を擁する神職組織を対象としたことと、偶々管見に入った事例のみに基づいた検討となっている点において少なからぬ課題を残している。また、近世初頭から後期に亘る諸事例を一度に検討しているため、時期区分の面においても課題がある。とはいえ、近世の神職組織を総合的に理解してゆくための踏み石になるならば、さしあたり本稿の目的は達成されるのである。

註

- (1) 天理図書館蔵吉田文庫。井上智勝「近世本所の成立と展開―神祇管領長上吉田家を中心に―」(『日本史研究』四八七、二〇〇三年)に一覧表がある。
- (2) 吉田神社鈴鹿家文書、明治大学博物館蔵。
- (3) 小山内忠司「松前藩における神官と神事―白鳥氏日記から―」(『松前藩と松前』一五、一九八〇年)。本文献については北海道神宮の青木伸剛氏よりご教示を得た。
- (4) 函館市立函館図書館蔵、北海道立文書館蔵マイクロフィルム。
- (5) 篠村正雄「津軽藩における神職の官職受領について」(長谷川成一編『北奥地域史の研究―北からの視点―』、一九八八年、名著出版)。
- (6) 塩谷順耳「社家統制と中世遺制―保呂羽山と組織構―」(『秋大史学』二二、一九七六年)。
- (7) 藤田定興「神社組織の統制と展開」第一編第二章、一九九二年、名著出版。また、木口勝弘「南奥の歴史と民俗」第四編第三章(一九七〇年、若木談房)も、当地域の神職触頭の活動を知る上で重要である。本文献については本館准教授小池淳一氏よりご教示を得た。
- (8) 「家世実紀」二九、『会津藩家世実紀』二、一九七六年、吉川弘文館、三二三―三二四頁。
- (9) 前掲(7)「神社組織の統制と展開」。
- (10) 「須賀川市史」近世、一九八〇年、須賀川市教育委員会。
- (11) 菅野洋介「社家組織の近世的確立について―奥州伊達郡を事例として―」(『駒沢大学史学論集』三〇、二〇〇〇年)。
- (12) 土岐昌訓「神社史の研究」増補版第三章、一九九五年、おうふう。
- (13) 西田かほる「甲州国中における社家とその組織の成立―永祿―寛永期を対象として―」(『武田氏研究』一二、一九九四年)、「近世的神社支配体制と社家の確立について―甲州国中地域を事例として―」(『地方史研究』二五二、一九九四年)、「勤番体制と社家集団―近世前半期における甲州国中地域の社家組織―」(『学習院大学史料館紀要』八、一九九五年)。
- (14) 「神社奉行と触頭」「吉田家と社家」(橋本政宣執筆)、『金沢市史』資料編13 神社、一九九六年。
- (15) 「神社志」二、『鳥取藩史』四 財政志・刑法志・神社志、一九七一年、鳥取県立鳥取図書館。
- (16) 引野亨輔「近世後期の偽文書と地域神職」(『社寺史料研究』五、二〇〇三年)。
- (17) 朝山皓「出雲に於ける旧藩時代社頭の斡頭制度」(『國學院雑誌』三七―八、

- 一九三二年)、石塚尊俊「近世出雲における神職制度」(『神道学』八〇、一九七四年)。
- (18) 『福岡県の地名』(日本歴史地名大系四一)、二〇〇四年、平凡社、七三八〜七三九頁。
- (19) 秀村選三編『筑前国嘉麻郡馬見神社江藤家文書』(九州史料落穂集二二) 解題、二〇〇一年、文献出版。
- (20) 「久留米藩と寺社」(古賀正美執筆、『久留米市史』二、一九八二年、九一一〜九一四頁)。
- (21) 「大友義統書状」三月廿六日付高良山大宮司宛(宗崎文書)、『筑後社家衆名例次第不同写』(吉木若宮八幡宮文書)、ともに『久留米市史』七、一九九二年、六八・三〇七〜三〇八頁。
- (22) 「新方寺社方手数帳」(佐賀県史編纂資料三八〜四〇『寺社方手数帖他二件』、佐賀県立図書館蔵)。
- (23) 「神職不締一件留」、東京大学法学部法制史資料室蔵。
- (24) 長崎県立対馬歴史民俗資料館架蔵宗家文庫文書。
- (25) 『郡山市史』二、一九七二年、一六九頁。
- (26) 以下、本件の記述は主に「居多神社文書」「近世上越地方の神社と社人」(鈴木栄太郎執筆、『上越市史』別編三、二〇〇一年)に拠った。なお、序でながら越後国の他地域における神職触頭で管見に入ったものを挙げれば、新発田藩における新発田城下諏訪神社の神職渡辺(畠山)氏(山下隆吉編『蒲原神社史』、一九八一年)が、村上藩における村上羽黒町羽黒神社の神職江見氏(江見啓斎翁日誌)(一、一九六七年、村上市教育委員会、三四〜三五頁)がある。
- (27) (28) (正徳二年)「乍恐口上書を以御願申上候御事」(居多神社文書、上越市公文書館準備室蔵マイクロフィルム)。
- (29) 「本多井右衛門書状」十二月一日付(居多神社文書、『上越市史』別編三、五九九〜六〇〇頁)。
- (30) 「別紙」八月八日付(居多神社文書、上越市公文書館準備室蔵マイクロフィルム)。
- (31) 前掲(26)「近世上越地方の神社と社人」。「頸城郡居多村社務花前美濃与刈羽筋社家中拾式人与出入御裁許」、魚沼神社文書A四二一一。
- (32) 前掲(11)。
- (33) 井上寛司『日本の神社と「神道」第二章、二〇〇六年、校倉書房、一八〇〜一八九頁。
- (34) 『寛文十年久留米藩寺社開基』、一九八一年、久留米郷土研究会、一・四〇〜四一・九四〜九九・一一四〜一二四・一四八〜一四九頁。
- (35) 幡鎌一弘編『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇六年)。
- (36) 前掲(11)。
- (37) 前掲(12)。
- (38) 前掲(13)「近世的神社支配体制と社家の確立について」。
- (付記一) 本稿は科学研究費補助金若手研究(B)「幕藩領主の神社政策とその意図・思想に関する研究」(研究代表者井上智勝 課題番号一六七二〇一五八)の成果の一部である。
- (付記二) 本稿入稿後、「近世の神職編成と国郡制・領主制」(井上・高埜利彦編『近世の宗教と社会』二 国家権力と宗教、二〇〇八年七月、吉川弘文館)を公表した。本稿の内容に関わる点も多いので、あわせて参照されたい。
- (大阪歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
 (二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

## Shinto Priest Organizations in the Early Modern Period with *Furegashira*

INOUE Tomokatsu

This paper unravels the forms of existence and characteristics of Early Modern Shinto priest organizations by making an intercomparative study of research on Shinto priest organizations amassed on individual regions. In light of the collection of earlier research that focuses on the relationship between *furegashira* (liaison officer) and *fureshita* (subordinate), the subject of this study is Shinto priest organizations with a *furegashira* or similar leader. Examples from Matsumae to Kyushu have been used for the purpose of this study.

Many such Shinto priest organizations existed in each region, regardless of whether or not the region was under the control of a *daimyo*, and they developed in a variety of ways. It was possible for organizations in regions were dismembered to many feudal lords to exist relatively free from the authority of the feudal lord, which enabled the organization to retain the autonomy they had enjoyed since the previous lord. The organizing of Shinto priests by feudal lords who had comparatively large fiefdoms in some cases involved the establishment of a *furegashira* by the lord's authority, while in other cases an existing organization belonging to a shrine in a particular area that had been prominent since the Middle Ages. Even in the case of the former, it was common to depend on local Shinto priest organizations that had developed in counties and villages as subordinate organizations. Shinto priest organizations established by *daimyo* authority sometimes triggered strong resistance from Shinto priests taking service with shrines of equal standing to the shrine at which the *furegashira* served. There were even instances in which the organizations proceeded to split apart when such local authority disappeared or weakened. In the case of the latter, there was relatively little resistance from the same district, though conversely there were instances when the feudal lord's authority imposed limitations on the autonomous existence of the region's prominent shrines.

The principle for the structuring of Shinto priest organizations was not simply based on the rationale of *furegashira-fureshita*, as their relationships were justified according to several rationale, including official rank, title and *sankin* (attendance at the region's prominent shrines). The formation of a group of Shinto priests based on *sankin* is thought to be a rather old form. Although the *honjo* (the head of the Shinto school) controlled Shinto priests in the provinces by relying on such organizations, there were even instances when they fulfilled the role of aiding Shinto priests who sought to extricate themselves from the existing organization or established order.